諸 規 定 集

○　健康管理に関する規定

○　図書室利用規則

○　履修・試験及び成績評価等に関する規則

○　定期試験等の試験規定

○　臨床（見学）実習における倫理綱領

○　山口コ・メディカル学院入学前の既修得単位等の認定に関する規則

健康管理に関する規定

山口コ・メディカル学院

1．学生の健康保持並びに増進をはかることを目的として、健康管理事項を定める。

2．学校は校医（健康管理医）を配置する。

3．校医は教務部長及び教員と協力して、常に疾病の予防に関する知識の普及、感染防止の指導につとめる。

4．学校は、下記の事項に定める健康診断を実施するほか、学生の健康管理計画を立て、それに基づき実施につとめる。

健康診断の時期

- 入学時
- 毎年４月
- 校医が特に必要と認めた時

5．学生は、前項に規定する健康診断のほか、予防接種に関する理念（予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防する）、或いは実習施設の求めに応じて予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

6．学校に学生の健康管理簿を備え付ける。

7．この規程は、令和３年４月１日より実施する。

	健　康　管　理　事　項
入学前	学校の指定する感染症抗体価検査等
4　月	健康診断（内科検診、検尿、レントゲン撮影、身体計測　他）
	体育強化対策（春のレクレーション）
10　月	体育強化対策（秋のレクレーション）
随　時	必要なワクチン接種等についての指導・管理

図 書 室 利 用 規 則

山口コ・メディカル学院

1．図書室を利用することができる者は、学校の教職員、学生、卒業生及び学院長が許可した者に限る。

2．図書室は、学校の休日を除き、毎日午前10時から午後５時まで開室する。

3．図書、その他の図書室に備えた備品の持ち出しにあたっては、事務室の許可を得なければならない。

4．図書の利用は、学生証にて行う。

5．図書の貸出は、１回３冊以内、７日以内とする。

6．図書室を利用する者は、所定の図書室利用心得を遵守しなければならない。

7．貸出期間を過ぎた図書は、直ちに返却しなければならない。

8．借覧図書、その他備品を破損、汚染、紛失した場合は、弁償しなければならない。

9．この規則は、令和３年４月１日より実施する。

履修・試験及び成績評価等に関する規則

（趣　旨）

第１条　各授業科目の履修、試験及び成績評価については学則の定めによる他はこの規定に定めるところによる。

（履修登録）

第２条　学生は学期毎に所定の期日までに定められた方法により履修しようとする授業科目の登録をしなければならない。

⑴　登録後の履修科目の変更は認めない。

⑵　一度履修し単位を修得した科目を再履修することはできない。

（授業時間割による履修）

第３条　学生は原則として所属する各学科の学年、学期に配当された授業科目を授業時間割にそって履修しなければならない。

（履修単位）

第４条　各授業科目の単位数の計算は以下の通りである。

⑴　講義及び演習については、15時間もしくは30時間の講義をもって１単位とする。

⑵　演習及び実習については、30時間もしくは45時間の講義をもって１単位とする。

（再履修）

第５条　単位の修得ができなかった科目は、再度履修することができる。

（試験の方法）

第６条　試験は、筆記試験、実技試験、論文、レポート等による。試験日（提出日）、時間、教室（提出場所）等は、オレンジ紙にて掲示する。

（定期試験・中間試験）

第７条　前期及び後期の学期末に実施日を定め、単位認定のための試験を行う。この試験を定期試験という。

２　原則授業時間を満たした時期に試験は実施するが、中間試験を実施する科目もある。

（定期試験の受験資格）

第８条　第２、第３及び第４条の規定により履修の登録をした科目は、当該科目の試験を受けなければならない。

（受験資格の失効）

第９条　前条の受験資格を有する者で各履修科目の授業実施時間数の８割以上出席していない者はその受験資格を失う。また、20分以上遅刻した者も受験資格を失う。

（公認休）

第10条　次の各号のいずれかに該当する場合には公認休とし、欠席としては取り扱わない。

⑴　忌引

⑵　天災等不可抗力による場合

⑶　交通機関の不通等で公の証明書が提出された場合

⑷　学院長が特に認めた場合

（成績評価の基準）

第11条　成績評価の基準は100点から80点までをＡ、79点から70点までをＢ、69点から60点までをＣ、59点以下をＤとする。ただし、特に秀でた者は、「Ｓ」と判定する。

（追試験）

第12条　次の各号の理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を実施する。

⑴　第10条各号のいずれかに該当するとき

⑵　病気又は負傷により登校できなかった場合、医師の診断書が提出されたとき

⑶　本人に過失無く受験できなかった場合、所定の事由説明書が提出されたとき

（追試験の願い出手続）

第13条　追試験の願い出は、当該科目の試験終了後、診断書・事由説明書等の所定の書類が必要である。「追試験受験願」提出後、学院長の決済後に追試験を受験することができる。

２　追試験の実施日は、再試験の日程等を考慮し、対象者の負担にならないよう決定する。

（追試験の成績評価）

第14条　追試験の成績評価は、定期試験の成績評価に準じる。

（試験における不正行為）

第15条　不正行為を行った場合は、その期における全科目の成績を不合格とする。

（科目履修）

第16条　科目履修をしようとする者は、当該学科及び担当教官の承認を得て履修することができる。

２　科目履修の場合は、単位を修得することはできない。

（編入学制度）

第17条　以下の条件を満たすもので運営会議で承認を得た者は、編入学を認めることがある。

⑴　理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士等の免許を有する者

⑵　本校を卒業した者で理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士の国家受験資格を有する者

⑶　上記と同等の学力があると認定した者

２　編入学年次は２年とし、各学科で定める85単位以上の科目を履修しなければならない。

（既修得単位の認定）

第18条　本校入学前の他大学並びに短期大学等で修得している単位については、基礎科目及び専門基礎科目において20単位を上限に担当教官の承認を経て、認定する。

２　既修得単位の認定を受けることのできる授業科目は別に定める。

（規程の改廃）

第19条　この規程の改廃は、運営協議会の議決を要する。

定期試験等の試験規定

この試験規定は、各期末及び成績判定に関係する全ての試験に適用される。

１．受験資格

⑴　授業実施数の８割以上に出席していること。

⑵　授業料を納めていること。

２．受験にあたっての注意事項

⑴　次の各号に該当する者は試験会場に入室できない。

①　受験資格を有しない学生は試験前にこれを掲示する。

②　試験開始時刻を20分以上遅刻した者。

⑵　定期試験時間割・教室については、原則として定期試験の２週間前に掲示する。

なお、発表後、都合により変更することがあるので掲示には常に注意すること。

⑶　試験会場では学籍番号順に着席する。

⑷　原則として筆記用具、時計、学生証以外のものは試験会場に持ち込んではならない。

なお、受験時は、学生証を机の上に提示すること。

携帯電話やスマートフォン、ウォークマンやそれに類するものなど全ての電子機器類は持ち込み禁止とし、時計としての使用も認めない。持ち込むこと自体を、不正行為と見なすため、注意すること。

⑸　試験開始45分を経過すれば退室することができる。

⑹　追試験・再試験については試験開始までに所定の手続きをとること。

なお、受験に際しては、受験許可証および学生証を机の上に掲示すること。

⑺　追試験・再試験の科目、日時などはその都度掲示する。

⑻　病欠や突発事故などで受験できない場合には、直ちに学校（事務）に電話連絡し、登校後、速やかに手続きをすること。

体調不良が原因の場合は、当日必ず医療機関を受診し治療に努めること。

３．不正行為について

試験中に不正行為をした者、あるいは不正行為があったと認められた者については、当該期の全履修科目の成績を不合格とし、当該期間中の受験は認めないものとする。

また、学則第11条に基づき懲戒処分とする。

＜学則　第11条＞

学院長は正当な理由なく引き続き１ヵ月以上欠席した学生、もしくは不適切な行為があった学生に対して次の懲戒処分を行うことができる。

⑴　戒告

⑵　停学

⑶　退学

４．定期試験等未受験者の扱いについて

諸々の事由により定期試験を受験できなかった場合は以下のように対応する。

⑴　以下の各号に該当する場合には試験規定に従い、追試験を実施する。

①　病気及び負傷などで登校できなかった場合（診断書の提出）

②　火災、風水害、交通事故等で登校不可能のやむを得ない事情が生じた場合

③　その他、やむを得ないと認められた事由により欠席した場合

⑵　追試験等の受験については、各号に該当する者であり、かつ所定の手続を行い、学院長が正当であると認めた者に限る。

①　体調不良等の場合は、試験日当日の受診を証明するもの（診断書）を添付すること。

②　忌引きの場合は、会葬礼状等を添付すること。

③　公共交通機関の遅延等は、遅延証明書をもらい添付すること。

④　その他の場合は、それぞれの理由を証明できるものを添付すること。

⑶　上記以外の理由で定期試験を受験しなかった者は、単位認定を放棄したものとみなす。

５．再試験について

定期試験（追試）においてその成績が60点に満たない場合は救済措置として「再試験」を行うことがある。再試験実施の決定は、教科担当教官の判断による。

所定の期日（試験日）までに所定の手続きをとること。

臨床（見学）実習における倫理綱領

本校では、理学療法士等の養成教育における「臨床実習」は、医療人としての心構えを形成する重要な学習場面と位置づけている。この実習は、全て学外で、しかも短い期間に集中的に実施される。したがって、学生は、対象者（本人・家族）・実習指導者に対し、誠意と責任をもって接し、自己の最善を尽くさなければならない。

学外での学習機会に際し、学生に専門職としての使命と職責を自覚するために、常に自らを修め、律する基準として、ここに倫理綱領を定める。

1．臨床（見学）実習学生は、対象者（本人・家族）を人として尊重する。
2．臨床（見学）実習学生は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を理解し、対象者（本人・家族）に関して守秘義務を厳守する。
3．臨床（見学）実習学生は、臨床実習施設における規則を厳守する。
4．臨床（見学）実習学生は、臨床実習指導者の指導の下に実習を行う。
5．臨床（見学）実習学生は、専門職の役割および責任を認識し、適切に行動する。
6．臨床（見学）実習学生は、臨床実習において専門職の知識技術の習得に努める。
7．臨床（見学）実習学生は、対象者（本人・家族）との関係において、実習生としての立場を自覚し、自らを律する。
8．臨床（見学）実習学生は、臨床実習指導者および他の職員に対して常に謙虚な態度で接し、協調をはかる。
9．臨床（見学）実習学生は、実習前に「個人情報保護法」について学習し、法律の趣旨を理解するとともに、「個人情報保護に関する誓約書ならびに個人情報の提供に関する同意書」を学校に提出する。

（平成26年４月１日　制定）

山口コ･メディカル学院・学校提出用

個人情報保護に関する誓約書ならびに個人情報の提供に関する同意書

山口コ･メディカル学院長　様

１．私は、このたび臨床実習に臨むにあたり、「個人情報保護」に関する説明を受け、その趣旨を理解し、その遵守に努めます。また、実習をお引き受けいただく病院・施設の実習指導者様に対して、実習指導の目的において私の個人情報を提供することに同意いたします。

２．私は、このたび実習に臨むにあたり、実習をお引き受けいただく病院・施設の個人情報保護に関する諸規定を遵守します。また、実習期間中に知り得た患者・利用者様および病院・施設関係者様の個人情報は、実習期間中はもちろん実習終了後も第三者に故意にまたは過失によって漏洩したり、無断で使用したりしないことを誓約いたします。

年　　月　　日

住所

氏名　　印

保護者（保証人）　　印

山口コ・メディカル学院入学前の既修得単位等の認定に関する規則

（趣　旨）

第１条　この規則は、学生が本校入学前に大学あるいは短期大学等において既に修得した単位については、編入学の場合を除き、教育上有益と認めるときは、学院長の決定を経て20単位を越えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（認定審査の手続）

第２条　単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに所定の単位認定申請書と当該大学または短期大学等の発行した成績証明書を添えて、学院長に申請しなければならない。

（審査及び認定）

第３条　前項の規定により申請があったときは、本校の学院長の決定で認められた授業科目について当該授業担当教官が、筆記試験・面接試験等によりその審査を行う。

２　前項の試験に合格した者の当該入学前の既修得単位等は、学院長の決定に基づき、本学における単位として認定する。

（雑　則）

第４条　この規則に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

入学前既修得単位認定授業科目と認定単位数

１．基礎科目

英語Ⅰ（文献Ⅰ）	１単位（15時間）	教育学Ⅰ	１単位（15時間）
英語Ⅲ（英会話）	１単位（15時間）	教育学Ⅱ	１単位（15時間）
英語Ⅳ（文献Ⅱ）	１単位（30時間）	社会福祉学	２単位（30時間）
体育理論	１単位（30時間）	統計学	１単位（15時間）
哲学Ⅰ	１単位（15時間）	物理学	２単位（30時間）
哲学Ⅱ	１単位（15時間）	生物学	２単位（30時間）
心理学Ⅰ	１単位（15時間）	情報科学Ⅰ	１単位（15時間）
心理学Ⅱ	１単位（15時間）	情報科学Ⅱ	１単位（15時間）
法学	１単位（15時間）		

２．専門基礎科目

臨床心理学	１単位（30時間）	栄養学	１単位（15時間）
救急医学	１単位（15時間）	看護学概論	１単位（15時間）
薬理学	１単位（15時間）	ボランティア論	１単位（15時間）